

2. 平成30年度 DV総合対策センター事業「公2」実績

(1) 関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催【佐賀県からの委託事業】

(ア) 佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の未然防止教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員
- 期 日：①平成30年5月22日②平成30年10月25日③平成31年2月8日
- 出席者：延68名
- 内 容：会議

(イ) 佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会

「佐賀県DV被害者支援基本計画（第3次計画）」の計画期間が平成30年度で終了することを受け、第4次計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うため、対策会議に佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会を設置した。

- 委員構成：対策会議の委員のほか、必要に応じ、関係行政機関やDV被害者支援を行う民間団体を代表する委員
- 期 日：①平成30年8月7日②平成30年9月25日
- 出席者：延33名
- 内 容：会議

(ウ) 性暴力被害者支援事業調整会

性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催した。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員
- 期 日：平成31年1月9日
- 出席者：20名
- 内 容：会議

②DV被害者支援市町連携会議の開催【佐賀県からの委託事業】

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催した。

- 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等

- 期 日：①平成 30 年 4 月 27 日（全体）②平成 30 年 7 月 25 日（鳥栖）
③平成 30 年 7 月 26 日（杵藤）④平成 30 年 7 月 26 日（伊万里・唐津）
⑤平成 30 年 7 月 31 日（佐賀中部）（全 5 回）
- 出席者：延 140 名
- 内 容：会議

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援【佐賀県からの委託事業】

地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行った。

- 支援団体：県内DV被害者支援民間団体
- 支援内容：合同展示、街頭活動協力、ホームページ紹介等

④男女共同参画センター等会議等参加【佐賀県からの委託事業】

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図った。

(2) 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修【佐賀県からの委託事業】

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施した。

- 参加機関：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 期 日：①平成 30 年 5 月 17 日②平成 30 年 5 月 24 日③平成 30 年 5 月 31 日
④平成 30 年 9 月 28 日⑤平成 31 年 2 月 6 日（全 5 回）
- 参加者：延 144 名
- 内 容：講演、グループワーク

②市町DV出張研修【佐賀県からの委託事業】

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施した。

- 対 象：市町職員（階層別研修、全職員対象の研修等）
- 期 日：平成 30 年 5 月 10 日～平成 30 年 11 月 7 日（全 12 回）
- 参加者：664 名
- 内 容：講演

(3) 啓発事業

①DV未然防止教育事業【佐賀県からの委託事業】

(ア) 高校・大学生向けDV未然防止教育事業

県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）や将来のDVを未然に防止するための講演を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布した。

- 対 象：県内高等学校及び大学等の生徒・学生
- 期 間：平成30年6月6日～平成31年3月14日
- 実 施 校：10校
- 参 加 者：延1,693名
- 内 容：講演

(イ) 中学生向け予防教育事業

県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防等についての授業を実施した。また、予防教育を行うに当たっては、原則として、事前に教職員研修及び保護者会を開催し、事業内容や目的について理解を得るよう努めた。なお、事前に県内中学校に広く呼びかけをし、開催については、新規の中学校を優先させた。

- 対 象：県内中学校の生徒及び保護者、教職員
- 期 間：平成29年4月21日～平成30年3月16日
- 実 施 校：42校
- 参 加 者：延13,093名
- 内 容：講演

(ウ) 中学生向け予防教育等講師養成講座事業

県内中学校の生徒を対象に実施している中学生予防教育等の講師を育成することを目的とし、予防啓発用の講師養成のための研修会を実施した。

- 対 象：県内中学校の教職員等
- 期 日：平成30年2月15日（唐津地区養護教諭部会）
- 実施回数：1回
- 参 加 者：48名
- 内 容：講演

(エ) 小学生向け予防教育事業

県内小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防等についての授業を実施した。なお、事前に県内小学校に広く呼びかけた。

- 対 象：県内小学校高学年の生徒
- 期 間：平成30年7月18日～平成31年2月26日
- 実 施 校：11校
- 参 加 者：延946名
- 内 容：講演、グループワーク

②DV防止のための講演等事業【佐賀県からの委託事業】

(ア) 女性に対する暴力防止講演会

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催した。

- 対 象：県民
- 期 日：平成 30 年 11 月 24 日
- 参 加 者：83 名
- 内 容：講演・パネルディスカッション
- 会 場：アバンセホール
- 主 催：佐賀県
- 主 管：佐賀県DV総合対策センター
- 後 援：佐賀県医師会、佐賀県弁護士会、佐賀県臨床心理士会、公益社団法人佐賀県看護協会、認定NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS、特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス、国際ソロプチミスト佐賀、国際ソロプチミスト佐賀有明、佐賀大学、西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学、九州龍谷短期大学、NHK佐賀放送局、サガテレビ、佐賀新聞社、西日本新聞社、NBCラジオ佐賀、エフエム佐賀
(順不同)

(イ) DV防止啓発展示

DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、啓発パネル等を展示した。

- 対 象：県民
- 期 間：①平成 30 年 11 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日
②平成 30 年 11 月 3 日～平成 30 年 11 月 9 日
③平成 30 年 11 月 14 日～平成 30 年 11 月 29 日
- 場 所：①アバンセ北口
②佐賀県庁県民ホール
③アバンセ展示ギャラリー
- 内 容：①パープルライトアップ、横断幕掲出②-③啓発展示等

③児童・生徒に対するDVの発見・支援事業【佐賀県からの委託事業】

平成 24 年度に制定した「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」を県内小中学校での活用を促すために、各学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等を対象とした研修会を実施した。

- 対 象：県内小中学校
- 期 日：平成 30 年 8 月 6 日
- 実施回数：2 回（①東部中学校教職員②諸富中学校教職員）
- 参 加 者：38 名
- 内 容：研修

④女性のための護身術講習【財団自主事業】

県内の 16 歳以上の女性を対象として、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させ、自分の身を守るための知識や技術を習得するための講習会を開催した。

- 対 象：県内の 16 歳以上の女性
- 期 日：平成 30 年 11 月 10 日

- 開催場所：アバンセ
- 開催回数：1回
- 参加者：15名
- 内容：護身術に関する講習

(4) 調査・研究事業

①DV未然防止教育事業等でのアンケートの実施【佐賀県からの委託事業】

DV未然防止教育事業の実施前後に、生徒・学生に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てた。

- 対象：DV未然防止教育等を実施した高等学校、大学等
- 実施校：高等学校1校
- 回答者数：高校生253名
- 実施内容：アンケート調査

(5) 相談事業

①女性総合相談【佐賀県からの委託事業】

(ア) 女性のための総合相談

女性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な問題について、電話や面談により女性の相談員が相談に応じた。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行った。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努めた。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時 日曜日・祝日 9時～16時
- 相談・支援件数：延5,998件
- 内容：電話及び面談による相談

(イ) 女性のための法律相談

DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、女性弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援した。

- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1土曜日、第3木曜日 13時～16時
- 相談件数：延79件
- 内容：面談による相談

(ウ) 女性のためのこころの相談

様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面談に応じ、相談者の心のケアを図った。

- 対象：様々な悩みを抱えた女性

- 開設日時：毎月第3土曜日 14時～16時
- 相談件数：延14件
- 内 容：面談による相談

(エ) 女性のための市町巡回相談

i) 定期派遣

全市町での相談体制を確保し、DV被害者の早期発見・早期支援のため、相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性
- 派 遣 先：相談窓口未設置の9市町（多久市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、
玄海町、大町町、江北町、白石町、太良町）
- 派遣日時：各市町、月1回 10時～16時
- 相談件数：延57件
- 内 容：面談による相談

ii) 随時派遣

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、緊急に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じた。

また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行った。

- 対 象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 派 遣 先：①有田町②鹿島市③鳥栖市④白石町
- 派遣日時：①平成30年7月6日②平成30年8月2日③平成30年11月27日
④平成31年3月6日
- 相談件数：延4件
- 内 容：面談による相談

②男性総合相談【佐賀県からの委託事業】

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話 毎月第2、第3木曜日 19時～21時
面談 毎月第4土曜日 14時～16時
- 相談件数：電話 延60件
面談 延4件
- 内 容：電話及び面談による相談

③LGBTsに関する相談【佐賀県からの委託事業】

LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図った。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用した。

- 対 象：LGBTsに関する悩みを抱えた方

- 開設日時：毎月第2日曜日、第4水曜日 14時～16時
- 相談件数：延15件
- 内 容：電話による相談

④性暴力被害者支援事業【佐賀県からの委託事業】

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援した。

また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図った。

- 対 象：性暴力被害者（以下、「被害者」という。）
- 被害者に対する支援内容

i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが」及び「アバンセ女性総合相談窓口」の2つの窓口で、被害者からの相談を受け付けた。

相談件数：性暴力救援センター・さが 延144件

アバンセ女性総合相談 延11件

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行った。また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を支援した。ただし、警察へ被害申告したことにより、県警が実施する医療費の公費負担制度の対象となった被害者は対象外とした。

件 数：延22件

iii) 精神的支援

臨床心理士によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図った。原則として、被害者1人あたり毎月2回程度のカウンセリングを行った。また、被害者の経済的な負担を軽減するため、臨床心理士の費用を支援した。なお、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等についても、臨床心理士によるカウンセリングを実施した。

カウンセリング件数：延50件

- 研 修 会：拠点病院及び関係機関の職員等を対象に開催した。

開催日時：平成30年9月8日

開催場所：佐賀県立病院好生館

参 加 者：30名

- 広報啓発：当該事業の周知のためのパンフレット等を県内各所へ配布することにより、事業の周知及び性暴力被害に関する啓発を図った。

内 容：QRコード入りのシールを作成し、配布した。

(6) 基金事業

①DV被害者等への支援【財団自主事業】

DVの被害に遭い、困難な状況にある女性に対する一時的な支援、並びにステップハウスの整備等を行った。

- 対 象：県内在住の女性
- 寄附実績：5件（145,000円）
- 使用実績：ステップハウスの維持費等（70,200円）